

別紙第 6

避難生活段階の計画

要旨	避難先での避難住民等の生活を確保します。 各種避難のための計画の修正と救援に関する計画を作成します。 県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	---

関連する計画

市	境港市地域防災計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画、避難所等の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

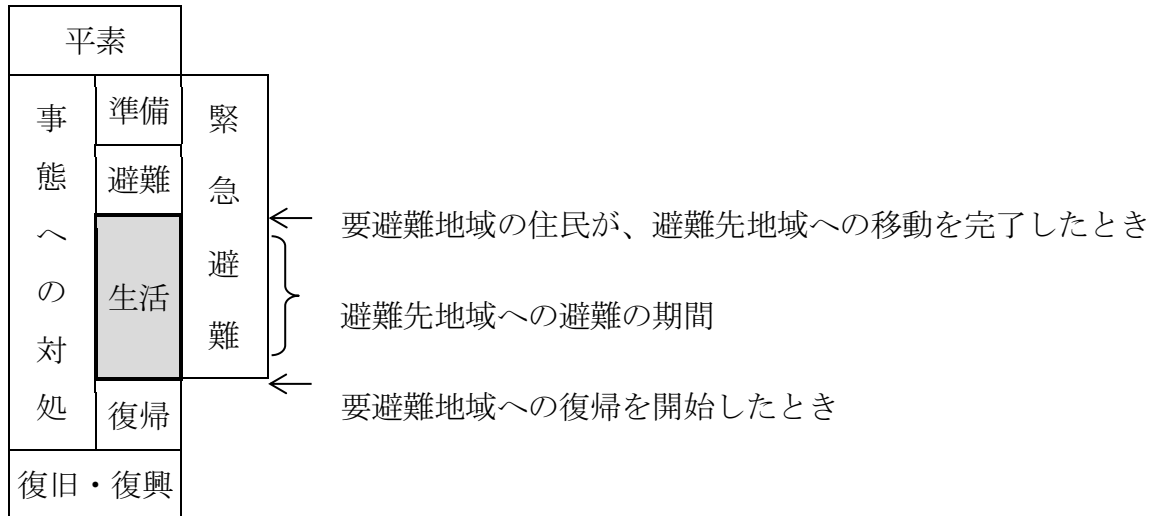
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
救援なし ・ 救援を実施する避難先 県との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・ 避難中の対処のみ 国民生活安定措置なし ・ 救援を実施する避難先 都道府県との連絡調整	大規模救援 ・ 避難住民等は多数。他 県からの応援有り 大規模武力攻撃災害対処 ・ 県内の災害対処等 大規模国民生活安定措置 ・ 県内の価格安定、ライフラインの確保等	小規模救援 ・ 避難住民等は少数。他県からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・ 被災地域の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・ 避難先市町村の価格安定等

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、県と避難先市町村等は協力して避難住民等の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害対処の準備、社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、県及び避難先市町村等が実施する避難住民等の救援に対する協力、連絡調整を行います。この際、住民ニーズの把握と情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び県、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制の移行

市の全機能又は一部機能を避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民等の受援の体制へ移行します。

ウ 救援の実施

県、避難先市町村等及び関係機関・団体に対し、避難住民等に対する救援に係る連絡調整、要請を実施します。

エ 住民生活の安定確保

市は県と連携し、避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対応を行うとともにパニックを防止します。

オ 再避難・復帰の準備

再避難・復帰の際は、速やかに実施できるよう必要な確認及び準備を行います。

カ 武力攻撃災害の対応準備及び対応

避難生活の間において武力攻撃災害の対応準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を行います。

3 各機関の役割

避難段階には、住民が安定した避難生活ができるよう、県、関係機関・団体及び自治会、自主防災組織と連携して対応します。

(1) 市

各部局等		事務又は業務
共通		市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項 救援に関する避難先地域との連絡調整 その他、通常の市業務
事務局	自治防災課 ・計画運用班 ・情報班 ・広報班 ・活動支援班 ・総務班	1 国民保護措置の総合調整 2 対策本部の運営、庶務 3 退避の指示、警戒区域の設定等 4 被災状況等の収集及び通信連絡の総括 5 消防、救急、救助等の総括
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 庁舎（仮庁舎）及び市有財産の管理、運用等 2 職員の服務、給与等 3 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項 4 費用の出納及び物品の調達 5 国民保護に係る広報・広聴 6 鳥取県情報ハイウェイに関する事項 7 人権の擁護に関する事項 8 市議会に関する事項
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	1 戸籍・住民登録に関すること 2 遺体の回収、処理、火葬、埋葬等 3 廃棄物の処理 4 救援物資の集配の総合調整 5 トイレ、入浴施設の確保 6 相談窓口の設置

福祉部	福祉課 長寿社会課 健康対策課 子育て支援課	1 要配慮者の安全確保及び生活支援 2 避難施設の運営 3 医療、助産、医薬品等に関する事項 4 避難住民の健康維持、保健衛生、感染症予防 5 食品衛生、食中毒防止 6 ボランティア等の支援に関する総合調整
産業部	観光振興課 農政課 水産商工課 農委事務局	1 飲食物の確保及び避難住民への提供 2 救援物資の集配 3 避難住民への生活必需品の給与 4 外国人に対する広報、安全確保及び支援等 5 商工農水産団体との連絡調整 6 避難住民の就労支援
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	1 道路状況の把握、確保 2 危険箇所、支障となる工作物の除去等 3 土木資機材等の手配 4 応急仮設住宅の手配 5 し尿処理
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	1 文教施設の保全 2 被災児童、生徒の救護、応急教育 3 被災児童、生徒への学用品の供給 4 避難施設の確保、運営に対する協力 5 文化財の保護
消防団		1 住民への情報伝達及び市内情報の収集 2 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機 関 名	事務又は業務
県	1 救援の実施 2 県対策本部の運営 3 安否情報の収集、整理、報告、提供 4 武力攻撃災害対処措置の実施 5 国民保護に係る市の指導連絡、支援 6 緊急通報の通知 7 退避の指示 8 被災情報の収集、報告 9 生活関連物資等の価格安定措置 10 応急復旧

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 受援に係る情報の収集及び通知等

市（事務局、担当各部）は、県及び避難先市町村等による救援を受ける場合、避難住民が避難生活等を行うためのニーズ（人的ニーズ、物的ニーズ等）を収集・整理し、県（危機管理局）に通知します。その際、避難住民に受援に関する情報を提供するとともに、避難所等における自治会、消防団等に受援ニーズの集約等について協力を要請します。

イ 安否情報の収集、整理、提供、報告

市（市民生活部）は、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。また、避難所等の自治会、消防団の有する情報を活用するとともに、個人情報の保護に留意し情報管理を厳正に実施します。

ウ 情報収集項目、情報収集体制

別紙第1「情報計画」参照

(2) 実施体制

ア 受援体制への移行

市は、要避難地域の住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導体制から受援体制へ移行します。

イ 受援班の設置

(ア) 市は、避難先地域の仮庁舎等での業務開始に伴い、非常時優先業務の継続に必要な資源確保のための応援を県に要請します。その際、県に対する救援要請の一元化を図るため、市対策本部事務局活動支援班内に受援班（係）を設置して、幅広い救援要請及び受援に対応します。また、各部局は受援担当者を指名し、それぞれ必要な受援について受援班（係）と調整します。受援班の主な職務は以下のとおり。

- ・ 庁内の人的物的資源ニーズの取り纏め、受入、過不足調査
- ・ 今後必要な資源の見積もり及び応援要請
- ・ 応援職員の環境整備（宿泊、給食、情報提供等）
- ・ 各受援担当者との連絡調整及び受援調整会議の開催運営

(イ) 市（事務局）は、避難住民等の円滑な受援等を確保するため、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ要請を行います。

ウ 受援要請

市（事務局）は、受援調整会議により必要と認めた以下の資源（参考）について、県に応援を要請します。

- ・ 一般（避難所運営、物資管理、窓口業務、住家被害認定調査等）
- ・ 土木建築支援（土木、建築、水道、電気、機械等）
- ・ 医療・福祉支援（医師、看護師、保健師、薬剤師、福祉職等）
- ・ 農業・水産業支援（農業、漁業、獣医、機材等）
- ・ 教育支援（教諭、児童カウンセラー等）
- ・ 飲食物、嗜好品、日用品、医薬品、消耗品等
- ・ 土木建築資機材等
- ・ 車両、燃料等
- ・ その他

(3) 補給

ア 補給の実施

(ア) 市（事務局）は、各避難所等で必要な救援を的確に実施するため、避難住民の人数、状況ニーズ等の最新情報を把握し、補給品の必要量を見積もり県（補給支援センター）又は避難先都道府県若しくは避難先市町村に通知します。

(イ) 市（事務局）は、ニーズの把握により不足又は長期的確保の困難が見込まれる品目については、県（補給支援センター）に確保を要請します。

イ 取得

市（事務局）は、食料、給水、医療の確保については先行的に実施し、適時適切に取得します。また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

ウ 配分

(ア) 市（市民生活部）は、各避難所等のニーズに応じた配分物品を集計し、配分所（観光振興課、農政課、水産商工課）へ通知する等、救援物資の集配の総合調整を行います。その際、県が直送により避難所等へ配送物品について確認し、配送が重複しないようにします。

(イ) 市（産業部）は、県（緊急物資集積所）から受領した補給品を各避難所等へ配分します。

(4) 運送

市（総務部、産業部）は避難生活の間において、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する運送に係る連絡調整を行います。その際、関係機関・団体及び各避難所等と連携し、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給及び避難行動要支援者の救援に注意します。

(5) 衛生

市（福祉保健部）は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する衛生業務に関する情報提供、受援に係る連絡調整、要請等を実施します。その際、特に、乳幼児及び高齢者の健康状態等に注意します。

ア 医療等業務

(ア) 市（福祉保健部）は、適時避難所等を巡回し、避難者の健康状態を確認し、傷病者については早期受診又は避難所等への医師等の派遣を要請します。

(イ) 市（福祉保健部）は、避難者の精神的なケアを行うため、状況により災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を依頼します。また、カウンセリングやメンタルヘルスケアにより避難者の精神の安定に努めます。

イ 搬送業務

市は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃による負傷者等のトリアージ・搬送を支援します。その際、搬送に伴う人員、資機材等が不足する場合は速やかに県（福祉保健部）、避難先自治体、関係機関等に対し支援を要請します。

ウ 防疫業務

(ア) 市（市民生活部、福祉保健部）は、避難所等における感染症予防、食中毒予防等のために、トイレやゴミ保管場所等の消毒、給食施設の衛生的管理、手洗いの励行に関する広報や衛生指導により、インフルエンザや食中毒の発生防止に努めます。

(イ) 市（福祉保健部）は、避難所等で感染症が発生した場合は、速やかに県（福祉保健部）に通知するとともに、病原体の検査、消毒の依頼及び感染者の隔離・受診等を実施し拡大を防止します。

エ 健康管理

市（福祉保健部）は、避難所等における健康相談等窓口を設置し、避難住民の衛生状況の保全、健康状態の把握、健康障害の予防等を行うとともに、患者の早期発見、感染症発生状況の把握に努め、必要に応じ応急治療等を県（福祉保健部）又は避難先自治体等に要請します。

オ その他

(ア) 避難所の衛生管理

市（市民生活部、福祉保健部）は、県（福祉保健部）が作成した「避難所等

の衛生管理マニュアル」に基づき保健衛生対策を実施します。

(イ) 入浴

市(市民生活部)は、入浴施設(避難所等の浴場・シャワー、公衆浴場、仮設浴場、シャワー施設の設置等)の状況を把握し、避難住民に情報提供するとともに、必要に応じ県(生活環境部)、避難先自治体、関係機関を通じて避難住民の衛生確保の支援を依頼します。

(ウ) 洗濯

市(市民生活部)は、避難期間の長期化を考慮して、避難所等への洗濯機の設置と洗濯に使用する水を確保し、避難住民の衣類等の衛生を保ちます。

(エ) トイレの設置とし尿処理

避難先におけるトイレは、極力水洗トイレを利用しますが、多数の避難住民により不足する場合は、仮設トイレ等の設置を検討します。

a 市(市民生活部)は、避難所等におけるトイレの必要量を見積もり、避難所備付の数量で足りない場合は、県(生活環境部)、避難先自治体に不足分のトイレ(仮設トイレ等)の設置を要請します。その際、高齢者及び障がい者等に配慮した機種を考慮して決定します。

b 市(建設部)は、避難所等におけるし尿処理に留意します。特に、仮設トイレ等については、避難所入居人員数と仮設トイレ設置数を基にし尿処理計画を立て、計画的にし尿処理を粉います。

c 市(市民生活部、福祉保健部)は、トイレの使用状況を確認し、避難所の代表者(自治会長等)を通じて、清掃、消毒等、衛生の確保について指導を徹底します。

(6) 施設

ア 避難先施設の維持管理等

(ア) 市(福祉保健部、建設部)は、避難所、臨時医療施設等の建設、維持管理等について、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整、要請等を実施します。

(イ) 市は、避難先市町村の協力を得て市役所仮庁舎などを設置・維持するとともに、避難住民等がいち早く必要とする部局等から優先的に復帰させ業務を再開します。

イ 救援施設の必要量

市(福祉保健部、建設部)は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時入手し、救援施設の必要量の変化を把握します。

ウ 避難所の管理・運営

(ア) 市は、県(福祉保健部)が作成した「避難所運営マニュアル」を、避難所の管理・運営する際の指針として活用します。

(イ) 市は、可能な限り町内会又は自治会単位で避難住民を避難所に入居させ、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるよう努めます。

(ウ) 市(関係各部)は、避難所の管理・運営において、県から情報伝達、飲食物等の配布、清掃等の協力を求められた場合は協力します。

エ 土地利用

市(建設部)は、避難先地域において土地利用に不足が生じた場合、県(福祉

保健部、生活環境部）、避難先市町村に対し土地の手配又は支援要請を行います。

オ 武力攻撃を受けた住宅の応急修理

(ア) 市（建設部）は、住宅の被災状況（被災戸数、被災の程度）を収集し、応急修理のための施行者や資機材等を確保するとともに、応急修理の相談窓口を設置します。

(イ) 応急修理は、実施時期や優先箇所等の計画を作成し、日常生活に必要最小限の部分について、現物を持って行います。

(ウ) 市（建設部）は、施行者及び資機材等が不足する場合は、県（生活環境部）に支援を要請します。

(エ) 市（市民生活部）は、上記(ア)から(ウ)に準じて、障害物（災害廃棄物等）の除去を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置変更等

市（総務部）は、事態の状況に応じて必要がある場合は、各課と調整し職員の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣、あっせん

市（総務部）は、県等から要請を受けた場合、職員の派遣、あっせんを行います。

(ウ) 職員の派遣要請、あっせん要請

市（総務部）は、各課等から職員の派遣要請、あっせん要請を受けた場合、県（総務課）に所要の要員の派遣又はあっせんに要請します。

(エ) 職員の安全確保

市（総務部、事務局）は、職員の安全確保に配慮するよう各部局に注意喚起又は指示を行います。

イ 被災者の搜索、救出

市は、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携し、被災情報、安否情報等を収集するとともに、被災者・遺体の搜索、救出を支援します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 市（市民生活部、建設部）は、墓地、火葬場の能力、遺体の数・所在等の情報を集約して埋葬、火葬を行います。この際、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえて対応します。また、墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。

(イ) 遺体の取扱い

市（市民生活部）は、関係機関と連携し遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引き渡し等を実施します。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

市は、避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難生活中に住民を守るため必要があると認める場合は、速やかに第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」に準じて実施します。

イ ライフライン等の確保

市（各担当部）は、避難先においてライフラインに支障が発生した場合は、県（危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）又はライフライン事業者に対し、速やかな復旧を要求します。

ウ 就労状況の把握と雇用の確保、支援

市（産業部）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに避難生活が長期に及ぶ場合の避難者の雇用について県（商工労働部）又は避難先自治体と調整し、避難住民等、被災地域等の実状に応じた雇用対策を行います。

エ 防犯等

市（事務局）は、要避難地域の混乱或いは無人化に伴う窃盗事案の発生、避難所或いは救援物資の集積所等における紛争事案の発生に備え、警察によるパトロールの強化及び自主防災組織等による巡回・見回りについて調整します。

オ 住民への周知

市（総務部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について、避難住民等、避難先住民、その他の住民に広報を行い、適切な対応を求めます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報

a 市（総務部）は、避難所等に対する巡回活動、広報資料の作成・掲示・配付及びホームページへの掲載等により、避難住民等に対して、被災状況、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供します。

b 市（総務部）は、報道機関の協力を得て広報等を行う場合は、県（元気づくり総本部）を通じて、又は県の下承を得て行います。

イ 広聴

市は、問い合わせや相談等に各分野で専門的に対応するために各課の職員により

構成される総合相談窓口を設置し、又は状況に応じ各避難所等を巡回して相談に応じ、避難住民に対する支援を行います。その際、必要に応じて県職員、警察、医療関係者その他関係機関等にも協力を求めます。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育委員会

市（教育委員会）は、避難先の児童・生徒の状況を確認し、避難先都道府県、県（教育委員会）、避難先自治体に対し、避難児童生徒等の応急教育のために必要な人員（教員等）、施設、教育資材について調整し、協力を依頼します。

イ 学校長

- (ア) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うものとし、その際、避難状況と合致するよう速やかに調整するものとします。
- (イ) 学校長は、応急教育の実施に当たって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとします。
- (ウ) 学校長は、職員を掌握して校舎の整備及び児童・生徒の被災状況を調査するものとします。
- (エ) 学校長は、教育委員会と連携し、教科書等の給付に協力するものとします。
- (オ) 学校長は、応急教育計画に基づき、学校通学可能な児童・生徒は、学校において指導するものとします。
- (カ) 学校長は、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育、及び生徒指導に重点を置くものとします。
- (キ) 学校長は、避難した児童・生徒について教職員の分担を定めるとともに地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問させるなどして、上記に準じた指導を行うものとします。
- (ク) 学校長は、状況の推移を把握し、教育委員会と緊密な連携を図り、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとします。

(2) 応急保育

市（福祉保健部）は、上記の応急教育に準じて、保育所の応急保育に係る連絡調整等を実施します。

(3) ボランティアの協力

市（福祉保健部）は、被災地域及び避難先地域におけるボランティアの必要性及び要望を確認し、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボランティアの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種支援を行います。

(4) 文化財の保護

市（教委事務局）は、搬出した市指定文化財等について、避難先都道府県、県、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。